

第1回嬉野市議会定例会議案

令和6年2月28日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
2	令和6年2月28日	専決処分（第2号）の報告について	1
3	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	3

議案番号	提出年月日	議案名	頁
2	令和6年2月28日	専決処分（第3号）の承認を求めることについて	別冊
3	〃	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	7
4	〃	嬉野市役所の位置を定める条例について	9
5	〃	嬉野市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について	11
6	〃	嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	13
7	〃	嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	15
8	〃	嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	17
9	〃	嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について	19
10	〃	嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について	25
11	〃	嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について	29
12	〃	嬉野市税徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について	31
13	〃	塩田庁舎等利活用基本構想について	34
14	〃	嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）の変更について	35
15	〃	指定管理者の指定について	37
16	〃	令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）	別冊
17	〃	令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
18	〃	令和5年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
19	〃	令和5年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第3号）	〃
20	〃	令和6年度嬉野市一般会計予算	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
21	令和6年2月28日	令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	別冊
22	〃	令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
23	〃	令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地 区画整理事業費特別会計予算	〃
24	〃	令和6年度嬉野市下水道事業会計予算	〃

諮問 番号	提出年月日	諮 問 名	頁
1	令和6年2月28日	人権擁護委員候補者の推薦について	38

報告第2号

専決処分（第2号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第2号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月25日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

久間地区での火災発生を受け、公用車（消防車両）が谷所地区から火の口交差点に進入する際、赤信号であったため赤色灯及びサイレン使用のうえ外部放送を行い緊急走行により侵入したが、県道346号線から直進してきた相手方の軽自動車と接触し、消防車両の助手席側に損傷を受けた。

2 事故発生年月日

令和5年10月22日 午後4時40分頃

3 事故発生場所

嬉野市塩田町大字五町田甲2950番地8 火の口交差点

4 損害賠償額

金47,043円

5 過失割合

40パーセント

6 損害賠償の相手方



議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成 26 年嬉野市条例第 41 号）第 2 条の規定により下記のとおり報告する。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格 130 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
1	財政課	嬉野市役所塩田庁舎会議室系統空調設備改修工事	嬉野市役所塩田庁舎内	4,774,000	随意契約	佐賀市嘉瀬町大字扇町2360 吉村空調工業(株) 代表取締役 吉村 松代	令和5年12月19日	令和5年12月19日 ～ 令和6年2月29日
2	企画政策課	令和5年度嬉野市庁舎電力切り回し工事	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地他	27,280,000	指名競争入札	武雄市東川登町大字永野字大坪1000-3 (株)佐電工 武雄営業所 所長 古賀 大八郎	令和5年11月30日	令和5年11月30日 ～ 令和6年3月15日
3	企画政策課	令和5年度 嬉野庁舎電話・ネットワーク回線移設工事	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地他	7,256,700	随意契約	佐賀市伊勢町14-38 (株)ジー・テック 代表取締役 川副 浩正	令和5年11月22日	令和5年11月22日 ～ 令和6年3月15日
4	企画政策課	令和5年度 嬉野保健センタートイレ改修工事	嬉野市嬉野町大字下宿地内	1,846,900	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和5年12月15日	令和5年12月15日 ～ 令和6年2月20日
5	企画政策課	令和5年度 嬉野市文化センター施設改修工事	嬉野市嬉野町大字下宿地内	2,200,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁5283-1 松元工務店 代表 松元 正行	令和5年11月14日	令和5年11月14日 ～ 令和6年2月20日
6	建設課	5改第2号 市道冬野南部線道路改良工事	塩田町大字久間 地内	9,075,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 隆	令和6年1月24日	令和6年1月24日 ～ 令和6年3月22日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和6年第4回定例会								
7	建設課	5改第5号 市道西川内野仁田線 道路改良附帯工事	嬉野町大字 吉田 地内	2,893,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和6年1月9日	令和6年1月9日 ～ 令和6年1月31日
8	建設課	5道第4号 橋山橋橋梁補修工事	塩田町大字 五町田 地内	20,339,000	随意契約	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和6年1月4日	令和6年1月4日 ～ 令和6年3月22日
9	建設課	5交第4号 交通安全施設（通学路対策）工事	嬉野市一円 地内	2,695,000	指名競争 入札	佐賀市若楠2-9-18 (株)交安 代表取締役 野中 健二	令和5年11月14日	令和5年11月14日 ～ 令和6年2月28日
10	建設課	5交第3号 市道嬉野環状線交差点照明設置工事	嬉野町大字 岩屋川内 地内	1,362,900	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字谷所乙3263 大久保電機(株) 嬉野営業所 所長 松本 皓平	令和5年11月27日	令和5年11月27日 ～ 令和6年3月15日
11	新幹線・まちづくり課	令和5年度 川端緑地公園防護柵改修工事	嬉野町大字 岩屋川内 地内	4,895,000円	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和5年11月28日	令和5年11月28日 ～ 令和6年3月15日
12	新幹線・まちづくり課	令和5年度 立石児童公園トイレ新築工事	嬉野町大字 岩屋川内 地内	6,457,000円	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲5706-12 (株)村田建設 代表取締役 村田 茂	令和5年12月18日	令和5年12月18日 ～ 令和6年3月25日
13	新幹線・まちづくり課	令和5年度 都市公園施設長寿命化対策支援事業 嬉野総合運動公園多目的グラウンド階段改修工事	嬉野町大字 下宿 地内	3,245,000円	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和5年12月20日	令和5年12月20日 ～ 令和6年3月15日
14	新幹線・まちづくり課	令和5年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 緑地整備工事	嬉野町大字 下宿 地内	8,866,000円	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和5年12月22日	令和5年12月22日 ～ 令和6年3月25日
15	新幹線・まちづくり課	令和5年度 嬉野温泉駅周辺整備関連事業 観光 文化交流センター排水対策工事	嬉野町大字 下宿 地内	2,475,000円	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲584 杉崎造園 代表 杉崎 順憲	令和6年1月30日	令和6年1月30日 ～ 令和6年3月22日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和6年第4回定例会								
16	農林整備課	令和5年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 馬場下排水機場除塵設備補修工事	塩田町大字 馬場下地内	22,000,000	指名競争 入札	佐賀市伊勢町15-1 (株)ミゾタ 取締役社長 井田 建	令和5年11月14日	令和5年11月14日 ～ 令和6年3月15日
17	農林整備課	令和5年度広川原キャンプ場場内施設整備工事	嬉野町大字 吉田地内	5,149,760	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田乙83-1 (有)浜野工務店 取締役 濱野 利三	令和5年12月27日	令和5年12月27日 ～ 令和6年3月25日
18	農林整備課	令和5年災 209-1太田勝農地外災害復旧工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内外	7,403,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和6年1月24日	令和6年1月24日 ～ 令和6年3月22日
19	農林整備課	令和5年災 209-103妙現水路災害復旧工事	塩田町大字 大草野地内	1,606,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 隆	令和6年1月31日	令和6年1月31日 ～ 令和6年3月22日
20	農林整備課	令和5年災 209-2二本樁農地外災害復旧工事	塩田町大字 谷所地内	3,388,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和6年1月30日	令和6年1月30日 ～ 令和6年3月22日
21	農林整備課	令和5年度林道災害復旧事業 林道上不動線災害 復旧工事	嬉野町大字 不動山地内	9,350,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和6年1月24日	令和6年1月24日 ～ 令和6年3月25日
22	農林整備課	令和3年災 209-36五本杉農地外災害復旧工事	嬉野町大字 下野地内	3,773,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和5年11月29日	令和5年11月29日 ～ 令和6年3月22日
23	農林整備課	令和3年災 209-22吉村強農地災害復旧工事	嬉野町大字 不動山地内	1,397,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和5年11月29日	令和5年11月29日 ～ 令和6年3月22日
24	農林整備課	令和3年災 209-5武藤2号農地災害復旧附帯（そ の2）工事	嬉野町大字 下宿地内	1,716,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和6年1月5日	令和6年1月5日 ～ 令和6年2月2日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和6年第4回定例会								
25	農林整備課	令和3年災 209-19 北野基農地外災害復旧附帯工事	嬉野町大字不動山地内	2,640,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和5年12月22日	令和5年12月22日 ～ 令和6年1月12日
26	農林整備課	令和3年災 209-20副島馨農地災害復旧工事	嬉野町大字不動山地内	4,422,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和5年12月20日	令和5年12月20日 ～ 令和6年3月22日
27	農林整備課	令和3年災 209-121山本川内水路災害復旧工事	嬉野町大字不動山地内	2,695,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	令和5年11月27日	令和5年11月27日 ～ 令和6年3月22日
28	教育総務課	令和5年度大規模改造(バリアフリー)嬉野小学校スロープ新設その他改修工事	嬉野町大字下宿地内	9,218,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和6年1月31日	令和6年1月31日 ～ 令和6年3月29日
29	教育総務課	令和5年度 嬉野中学校通学路街灯整備工事	嬉野町大字下宿地内	3,344,000	指名競争入札	鹿島市古枝甲937-1 (株)水城電気 取締役社長 水城 妙	令和5年12月27日	令和5年12月27日 ～ 令和6年3月29日
30	環境下水道課	令和5年度 農業集落排水事業 五町田・谷所地区真空管路施設機器更新工事	嬉野市塩田町大字五町田地内	31,680,000	指名競争入札	佐賀市唐人2-5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	令和5年12月27日	令和5年12月27日 ～ 令和6年3月25日
31	環境下水道課	令和5年度 農業集落排水事業 五町田・谷所地区資源循環施設機器更新工事	嬉野市塩田町大字谷所地内	24,200,000	指名競争入札	福岡県福岡市博多区東光2-22-35 サハヤス・エンテック株式会社 福岡支店 支社長 徳永 末徳	令和6年1月24日	令和6年1月24日 ～ 令和6年3月25日
32	環境下水道課	令和5年度 五町田・谷所地区 監視通報装置修繕	嬉野市塩田町大字五町田・真崎地内	3,300,000	随意契約	佐賀市唐人2-5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	令和6年1月11日	令和6年1月11日 ～ 令和6年3月18日

- ・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額：消費税を含む契約総額
- ・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第2号

専決処分（第3号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度嬉野市の一般会計補正予算（第7号）を次のとおり専決処分する。

令和6年1月30日

嬉野市長 村上 大祐

令和5年度 嬉野市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度嬉野市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,460千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,327,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,208,129	29,460	3,237,589
	2 国庫補助金	1,070,467	29,460	1,099,927
歳入	合計	21,297,607	29,460	21,327,067

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,297,155	29,460	6,326,615
	1 社会福祉費	3,193,230	29,460	3,222,690
歳出	合計	21,297,607	29,460	21,327,067

議案第 3 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するため、条例を制定する必要がある。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部改正)

第1条 議会の委任による市長の専決処分に関する条例(平成18年嬉野市条例第204号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(嬉野市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第2条 嬉野市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和3年嬉野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(嬉野市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市下水道事業の設置等に関する条例(令和3年嬉野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 4 号

嬉野市役所の位置を定める条例について

嬉野市役所の位置を定める条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 1 号）の全部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市新庁舎を移転整備するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 4 条の規定に基づき、条例の全部を改正する必要がある。

嬉野市役所の位置を定める条例

嬉野市役所の位置を定める条例（平成18年嬉野市条例第1号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、嬉野市役所の位置を次のとおり定める。

嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第5号

嬉野市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市空家等の適切な管理に関する条例（平成24年嬉野市条例第21号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市空家等の適切な管理に関する条例（平成24年嬉野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「空家対策の推進に関する特別措置法」を「空家等対策の推進に関する特別措置法」に改める。

第2条第3号中「第3条」を「第5条」に改める。

第6条及び第7条第1項中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第8条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第10条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第11条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 35 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第30号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正及び佐賀県人事委員会の勧告に鑑み、嬉野市会計年度任用職員について給与改定等を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」を「規則で定める額」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市税徴収等の特例に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 52 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、森林環境税を徴収するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例
嬉野市税徴収等の特例に関する条例（平成18年嬉野市条例第52号）の一部を
次のように改正する。

第2条第1号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 9 号

嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について

嬉野市企業等誘致条例（平成 28 年嬉野市条例第 17 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成 17 年佐賀県規則第 15 号）の一部改正等に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例

嬉野市企業等誘致条例（平成28年嬉野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第14号中「地方税法施行規則（昭和29年総理府省令第23号）」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）」に改め、同条第2項中「日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）」を「日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

奨励措置の種類	対象業種	交付要件等	対象経費等	交付額	対象期間	限度額
立地奨励金の交付	製造業等	<p>1 従業者が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p> <p>2 増設の場合は、増加した従業者が3人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p>	投下固定資産に係る固定資産税相当額	納付した対象経費相当額（立地後最初に義務を負う年度から5年間は10分の10を乗じて得た額、その後の5年間は10分の5を乗じて得た額）	立地後最初に義務を負う10年間	納付した対象経費相当額
	ビジネス	1 従業者がビジネス支	立地に伴う	納付した	立地後	納付し

	ス支援 サービ ス業等	援サービス業及びバックオフィスにあっては3人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。 2 増設の場合は、増加した従業員がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては3人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。	操業開始の日から1年を経過した日までに取得した設備機器に係る固定資産税相当額	対象経費相当額	最初に義務を負う年度から3年間	た対象経費相当額
雇用奨励金の交付	製造業等	1 従業員が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。 2 増設の場合は、増加した従業員が3人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。	立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日における新規地元雇用者数及び配置転換者等数	新規地元雇用者及び配置転換者等の数に50万円を乗じて得た額	立地につき1回限り	7,500万円
	ビジネス支援サービス業等	1 従業員がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては3人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。	初回は、立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日	新規地元雇用者及び配置転換者等の数に50万円を乗じて得た額	操業開始の日から3年間	7,500万円

		<p>人以上であること。</p> <p>2 増設の場合は、増加した従業員がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては3人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。</p>	<p>における新規地元雇用者数及び配置転換者等数、次回以降は、過年度に交付された新規地元雇用者数及び配置転換者等数を除く人数</p>	<p>万円を乗じて得た額</p>		
<p>用地取得奨励金の交付</p>	<p>製造業等</p>	<p>1 従業員が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p> <p>2 増設の場合は、増加した従業員が3人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p> <p>3 用地取得面積が5,000平方メートル以上であること。</p>	<p>用地取得に要した経費</p>	<p>対象経費の4分の1相当額</p>	<p>立地につき1回限り</p>	<p>2,500万円</p>
<p>上水道使用奨励金の</p>		<p>1 従業員が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する</p>	<p>上水道使用料相当額</p>	<p>納付した対象経費相当額</p>	<p>上水道使用料金の納</p>	<p>2,500万円</p>

交付		<p>建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p> <p>2 新設に伴い、本来業務の用に供するため上水道を使用すること。</p>			付義務が発生した月から3年間	
設備費補助金の交付	ビジネス支援サービス業等	<p>1 従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては3人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。</p> <p>2 増設の場合は、増加した従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては3人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。</p>	立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までの設備機器の取得又は賃借に要した経費	対象経費の2分の1相当額	立地につき1回限り	5,000万円
研修費補助金の交付		<p>3人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。</p>	立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までの新規地元雇用者に対する研修に要した経費	対象経費の2分の1相当額	立地につき1回限り	1人につき20万円
建物賃料補助金の交付		<p>1 従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては3人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。</p>	本来業務の用に供する建物賃料（共益費等の附属費用を除く。）	対象経費の2分の1相当額（市以外から補助金の交付	最初に賃料を支払った月から3年間	1,500万円

	2 増設の場合は、増加した従業員がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあつては3人以上、コンタクトセンターにあつては10人以上であること。	を受ける場合は、対象経費から当該補助金額を差し引いた額の2分の1相当額)	
--	--	--------------------------------------	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について

嬉野市営キャンプ場条例（平成22年嬉野市条例第32号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 市営キャンプ場の利用時間や使用料等を改正するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例

嬉野市営キャンプ場条例（平成22年嬉野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「青少年の健全育成及び市民の健康の増進」を「本市が持つ緑豊かな大自然を通じて自然とふれあう場を提供するとともに、地域の特性を活かした地域内外の住民との交流活動の推進」に改める。

第3条第1項中「次のとおりとする」を「規則で定める」に改め、同項各号及び同条第2項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用料

区分	種別		単位	使用料	
				宿泊（1泊）	日中利用
広川原キャンプ場	バンガロー	5人用	1棟につき	4,000円	2,000円
		10人用	1棟につき	6,000円	3,000円
		30人用	1棟につき	13,000円	6,500円
	コテージ	6人用（宿泊は、10人までとする。）	1棟につき	24,000円（1人増すごとに1,000円を加算する。）	12,000円
		冷暖房設備	1時間につき	100円	
	オートキャンプサイト		1区画につき	4,000円	2,000円
	テントサイト		1区画につき	3,000円	1,500円
シャワー		3分につき	100円		

備考 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）

の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表中「

種別		単位	使用料	
			宿泊（1泊）	日中利用
バンガロー	5人用	1棟につき	4,000円	2,000円
	10人用	1棟につき	6,000円	3,000円
	30人用	1棟につき	13,000円	6,500円
コテージ	6人用（宿泊は、10人までとする。）	1棟につき	24,000円（1人増すごとに1,000円を加算する。）	12,000円
	冷暖房設備	1時間につき	100円	
オートキャンプサイト		1区画につき	4,000円	2,000円
テントサイト		1区画につき	3,000円	1,500円

」とあるのは「

種別		単位	使用料	
			宿泊（1泊）	日中利用
バンガロー	5人用	1棟につき	3,000円	1,000円
	10人用	1棟につき	5,000円	2,500円
	30人用	1棟につき	11,000円	5,500円

			円	
コテージ	6人用（宿泊は、10人までとする。）	1棟につき	20,000円（1人増すごとに1,000円を加算する。）	10,000円
	冷暖房設備	1時間につき	100円	
オートキャンプサイト		1区画につき	3,000円	1,500円
テントサイト		1張につき	500円	250円

」とする。

議案第11号

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について

嬉野市営住宅条例（平成18年嬉野市条例第142号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例

嬉野市営住宅条例（平成18年嬉野市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

嬉野市税徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について

嬉野市税徴収等の特例に関する条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の施行に伴い、市税の徴収方法を単税徴収方式に変更するため、条例を廃止する必要がある。

嬉野市税徴収等の特例に関する条例を廃止する条例

嬉野市税徴収等の特例に関する条例（平成18年嬉野市条例第52号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に課した市税について適用し、施行日前に課した市税については、なお従前の例による。

（嬉野市税条例の一部改正）

- 3 嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「6月1日」を「6月16日」に、「8月1日」を「8月16日」に、「10月1日」を「10月16日」に、「1月1日」を「1月16日」に改め、同条第2項中「前項の納期」を「前項の納期」に改め、「同項に規定する期間内において」を削る。

第67条第1項中「4月1日から同月30日まで」を「5月16日から同月31日まで」に、「7月1日」を「7月16日」に、「12月1日から同月25日まで」を「12月16日から同月28日まで」に、「2月1日」を「2月16日」に改め、同条第2項中「同項の規定する期間内において」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第69条中「第67条第3項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、」を削る。

（嬉野市国民健康保険税条例の一部改正）

- 4 嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（納期）

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

る。

第1期 6月16日から同月30日まで

第2期 7月16日から同月31日まで

第3期 8月16日から同月31日まで

第4期 9月16日から同月30日まで

第5期 10月16日から同月31日まで

第6期 11月16日から同月30日まで

第7期 12月16日から同月28日まで

第8期 翌年1月16日から同月31日まで

第9期 翌年2月16日から同月末日まで

第10期 翌年3月16日から同月31日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。
- 3 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

議案第13号

塩田庁舎等利活用基本構想について

塩田庁舎等利活用基本構想を別紙のとおり定めたいので、嬉野市議会基本条例(平成21年嬉野市条例第16号)第8条第3号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 塩田庁舎等利活用基本構想の制定に伴い、嬉野市議会基本条例の規定により、議会の議決が必要である。

議案第14号

嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）の変更について

嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）について、別紙のとおり一部変更したいので、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）の変更に伴い、旧市町村の合併の特例に関する法律の規定により、議会の議決が必要である。

嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）の変更について
嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）を次のように変更する。

表紙中「令和2年改正 嬉野市」を「令和6年改正 嬉野市」に変更する。

目次中「7. 公共施設の適正配置と統合整備」を「7. 公共施設等の適正配置と統合整備」に変更する。

5. 主要施策（2）主要施策⑥だれもが参画できる協働と自立のまち行財政の効率化中「公共施設の整備」を「公共施設等の整備」に変更する。

5. 主要施策（2）主要施策⑥だれもが参画できる協働と自立のまち主要事業中「新庁舎建設事業」を追加する。

裏表紙中「改正日 令和2年6月」を「改正日 令和6年3月」に変更する。

議案第15号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者が管理する施設の名称 嬉野市社会文化会館
- 2 指定管理者の名称 株式会社 佐賀広告センター
- 3 指定管理者の指定期間 令和6年7月1日から
令和9年3月31日まで

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市社会文化会館の指定管理者を指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第16号

令和5年度 嬉野市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度嬉野市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,109,411千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,217,656千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		2,743,379	61,100	2,804,479
	1 市民税	1,045,642	37,000	1,082,642
	3 軽自動車税	108,941	5,800	114,741
	4 市町村たばこ税	170,608	18,300	188,908
2 地方譲与税		106,900	6,279	113,179
	1 地方揮発油譲与税	20,000	2,000	22,000
	2 自動車重量譲与税	66,000	4,000	70,000
	3 森林環境譲与税	20,900	279	21,179
3 利子割交付金		2,000	△1,200	800
	1 利子割交付金	2,000	△1,200	800
4 配当割交付金		4,000	4,400	8,400
	1 配当割交付金	4,000	4,400	8,400
6 法人事業税交付金		25,000	23,300	48,300
	1 法人事業税交付金	25,000	23,300	48,300
7 地方消費税交付金		530,000	56,800	586,800
	1 地方消費税交付金	530,000	56,800	586,800
8 環境性能割交付金		8,100	700	8,800
	1 環境性能割交付金	8,100	700	8,800
11 地方交付税		4,601,922	83,534	4,685,456
	1 地方交付税	4,601,922	83,534	4,685,456
13 分担金及び負担金		80,465	△2,704	77,761
	2 負担金	78,806	△2,704	76,102
14 使用料及び手数料		246,918	1,408	248,326
	1 使用料	47,705	△1,086	46,619

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 手数料	199,213	2,494	201,707
15 国庫支出金		3,237,589	△73,769	3,163,820
	1 国庫負担金	2,132,226	△25,550	2,106,676
	2 国庫補助金	1,099,927	△48,219	1,051,708
16 県支出金		2,121,886	△151,987	1,969,899
	1 県負担金	824,204	△2,653	821,551
	2 県補助金	1,253,852	△150,704	1,103,148
	3 委託金	43,830	1,370	45,200
17 財産収入		37,460	7,610	45,070
	1 財産運用収入	36,456	△4,656	31,800
	2 財産売却収入	1,004	12,266	13,270
18 寄附金		3,304,302	△700,000	2,604,302
	1 寄附金	3,304,302	△700,000	2,604,302
19 繰入金		2,468,531	△389,486	2,079,045
	1 特別会計繰入金	10,387	105,649	116,036
	2 基金繰入金	2,458,144	△495,135	1,963,009
21 諸収入		532,752	△14,796	517,956
	5 雑入	306,117	△14,796	291,321
22 市債		469,811	△20,600	449,211
	1 市債	469,811	△20,600	449,211
歳入	合計	21,327,067	△1,109,411	20,217,656

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		149,974	△3,822	146,152
	1 議会費	149,974	△3,822	146,152
2 総務費		6,406,792	△759,156	5,647,636
	1 総務管理費	6,130,726	△753,203	5,377,523
	2 徴税費	157,123	△3	157,120
	3 戸籍住民基本台帳費	82,502	△5,950	76,552
3 民生費		6,326,615	△82,156	6,244,459
	1 社会福祉費	3,222,690	△42,860	3,179,830
	2 児童福祉費	2,492,857	△37,519	2,455,338
	3 生活保護費	610,968	△1,777	609,191
4 衛生費		1,405,744	△64,170	1,341,574
	1 保健衛生費	532,345	△55,080	477,265
	2 清掃費	793,352	△9,090	784,262
6 農林水産業費		1,429,402	△168,817	1,260,585
	1 農業費	1,330,615	△167,451	1,163,164
	2 林業費	98,577	△1,366	97,211
7 商工費		790,346	△8,716	781,630
	1 商工費	790,346	△8,716	781,630
8 土木費		1,239,033	21,696	1,260,729
	2 道路橋りょう費	263,732	33,700	297,432
	3 河川費	32,568	△4,200	28,368
	4 都市計画費	848,302	△10,503	837,799
	6 新幹線費	36,759	2,699	39,458
9 消防費		572,772	△33,664	539,108

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	572,772	△33,664	539,108
10 教育費		1,206,665	△26,876	1,179,789
	1 教育総務費	224,930	△1,046	223,884
	2 小学校費	238,162	△808	237,354
	3 中学校費	119,561	△404	119,157
	4 社会教育費	298,394	△22,649	275,745
	5 保健体育費	325,618	△1,969	323,649
11 災害復旧費		467,772	21,215	488,987
	1 農林水産施設災害復旧費	177,754	21,215	198,969
12 公債費		1,293,793	△4,945	1,288,848
	1 公債費	1,293,793	△4,945	1,288,848
歳	出	合	計	
		21,327,067	△1,109,411	20,217,656

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園等整備事業	61,751
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	924
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	10,000
6 農林水産業費	1 農業費	産地生産基盤パワーアップ事業	7,500
6 農林水産業費	1 農業費	地域農業水利ストックマネジメント事業	15,250
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	37,323
6 農林水産業費	1 農業費	排水機場維持管理費	4,418
6 農林水産業費	1 農業費	指定農道・ふるさと農道整備事業	1,617
6 農林水産業費	2 林業費	広川原キャンプ場費	6,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設改良事業	44,700
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業（市道調査・改良）	4,700
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス事業（橋りょう補修整備）	29,000
8 土木費	3 河川費	塩田川（市有地）法面補修事業	8,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	6 新幹線費	新幹線利用促進事業	3,500
8 土木費	4 都市計画費	公園施設長寿命化対策支援事業	5,550
8 土木費	4 都市計画費	新設・改修等（単独）	7,814
9 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	11,000
10 教育費	2 小学校費	学校施設長寿命化改良事業（大草野小）	16,950
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年農林・施設災害復旧事業	14,500
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	過年（R3）農地・施設災害復旧事業	99,850
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年林道災害復旧事業	10,100

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による社会文化会館の管理に係る委託料	令和6年度から令和8年度まで	各年度の予算で定める額

第 4 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会資本整備総合交付金事業	千円 1,900	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
新幹線建設地元負担金	2,400	〃	〃	〃

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路メンテナンス事業	千円 13,000	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 23,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
消防施設整備事業	52,100	〃	〃	〃	34,900	〃	〃	〃
学校施設バリアフリー化改修事業	3,300	〃	〃	〃	3,900	〃	〃	〃
現年林道災害復旧事業	4,700	〃	〃	〃	600	〃	〃	〃
市道永尾線地すべり 災害復旧事業	86,300	〃	〃	〃	77,500	〃	〃	〃
合併特例事業	92,600	〃	〃	〃	86,700	〃	〃	〃

議案第17号

令和5年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,813,986千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		278,011	105,650	383,661
	1 他会計繰入金	278,010	△2,791	275,219
	2 基金繰入金	1	108,441	108,442
9 市債		1	△1	0
	1 財政安定化基金貸付金	1	△1	0
歳入	合計	3,708,337	105,649	3,813,986

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		33,066	105,649	138,715
	2 繰出金	10,386	105,649	116,035
歳出	合計	3,708,337	105,649	3,813,986

第 2 表 地方債補正

(廃止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
国民健康保険事業 (財政安定化基金貸付金)	千円 1	普通貸借又は 証券発行	無利子	佐賀県国民健康保険財政安定 化基金条例に定められた融資 条件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換える ことができる。	千円 —	—	—	—	財源振替

令和5年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,409千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ417,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		141,630	△4,409	137,221
	1 一般会計繰入金	141,630	△4,409	137,221
歳入	合計	422,004	△4,409	417,595

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		417,467	△4,409	413,058
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	417,467	△4,409	413,058
歳出	合計	422,004	△4,409	417,595

令和5年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度嬉野市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度嬉野市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
	戸	戸	戸
（1）接続戸数	4,121	△120	4,001
	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	千円	千円	千円
（4）主要な建設改良事業			
（イ）農業集落排水機器更新設計及び工事	68,176	19,100	87,276

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		千円	千円	千円
第1款	下水道事業収益	856,328	55	856,383
第2項	営業外収益	644,468	55	644,523
		支 出		
（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		千円	千円	千円
第1款	下水道事業費用	833,859	27	833,886
第2項	営業外費用	92,858	27	92,885

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額148,442千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,393千円、過年度分損益勘定留保資金34,975千円、当年度分損益勘定留保資金100,074千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		千円	千円	千円
第1款	資本的収入	502,735	18,800	521,535
第3項	国庫補助金	36,142	18,800	54,942
		支 出		
（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		千円	千円	千円
第1款	資本的支出	650,877	19,100	669,977
第1項	建設改良費	260,200	19,100	279,300

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

令和6年度 嬉野市一般会計予算

令和6年度嬉野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,207,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		2,628,090
	1 市民税	969,688
	2 固定資産税	1,288,709
	3 軽自動車税	113,164
	4 市町村たばこ税	187,086
	5 入湯税	69,443
2 地方譲与税		114,700
	1 地方揮発油譲与税	20,000
	2 自動車重量譲与税	69,000
	3 森林環境譲与税	25,700
3 利子割交付金		700
	1 利子割交付金	700
4 配当割交付金		5,000
	1 配当割交付金	5,000
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000
6 法人事業税交付金		25,000
	1 法人事業税交付金	25,000
7 地方消費税交付金		550,000
	1 地方消費税交付金	550,000
8 環境性能割交付金		8,100
	1 環境性能割交付金	8,100
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		300
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	300

(単位：千円)

款	項	金	額
10 地方特例交付金			117,760
	1 地方特例交付金		117,760
11 地方交付税			4,600,000
	1 地方交付税		4,600,000
12 交通安全対策特別交付金			2,500
	1 交通安全対策特別交付金		2,500
13 分担金及び負担金			70,856
	1 分担金		4,275
	2 負担金		66,581
14 使用料及び手数料			241,242
	1 使用料		42,924
	2 手数料		198,318
15 国庫支出金			2,665,004
	1 国庫負担金		2,057,574
	2 国庫補助金		600,251
	3 委託金		7,179
16 県支出金			1,562,227
	1 県負担金		845,310
	2 県補助金		670,932
	3 委託金		45,985
17 財産収入			34,331
	1 財産運用収入		33,327
	2 財産売払収入		1,004
18 寄附金			3,000,003
	1 寄附金		3,000,003

(単位：千円)

款	項	金 額
19 繰入金		3,336,991
	1 特別会計繰入金	16,467
	2 基金繰入金	3,320,524
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		400,695
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000
	2 市預金利子	10
	3 貸付金元利収入	224,000
	4 受託事業収入	768
	5 雑入	173,917
22 市債		1,838,500
	1 市債	1,838,500
歳 入	合 計	21,207,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		150,690
	1 議会費	150,690
2 総務費		7,423,897
	1 総務管理費	7,143,997
	2 徴税費	155,730
	3 戸籍住民基本台帳費	87,175
	4 選挙費	7,452
	5 統計調査費	10,544
	6 監査委員費	18,999
3 民生費		6,197,442
	1 社会福祉費	3,025,097
	2 児童福祉費	2,612,150
	3 生活保護費	560,095
	4 災害救助費	100
4 衛生費		1,303,063
	1 保健衛生費	392,722
	2 清掃費	833,240
	3 上水道費	77,101
5 労働費		15,215
	1 労働諸費	15,215
6 農林水産業費		816,914
	1 農業費	704,389
	2 林業費	112,315
	3 水産業費	210

(単位：千円)

款	項	金額
7 商工費		451,128
	1 商工費	451,128
8 土木費		1,325,042
	1 土木管理費	48,142
	2 道路橋りょう費	388,105
	3 河川費	20,580
	4 都市計画費	831,523
	5 住宅費	8,619
	6 新幹線費	28,073
9 消防費		536,080
	1 消防費	536,080
10 教育費		1,561,111
	1 教育総務費	245,665
	2 小学校費	316,719
	3 中学校費	105,603
	4 社会教育費	346,103
	5 保健体育費	547,021
11 災害復旧費		159,290
	1 農林水産施設災害復旧費	13,985
	2 公共土木施設災害復旧費	145,305
12 公債費		1,247,128
	1 公債費	1,247,128
13 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	21,207,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備関連事業(令和6年度設定分)	4,138,241	令和6年度	1,956,313
				令和7年度	2,181,928
2 総務費	2 徴税費	路線価評価替時点修正業務	16,500	令和6年度	5,500
				令和7年度	5,500
				令和8年度	5,500
3 民生費	2 児童福祉費	放課後児童クラブ整備事業(子ども・子育て支援整備事業)	51,106	令和6年度	15,570
				令和7年度	35,536
10 教育費	2 小学校費	大草野小学校長寿命化改修	692,700	令和6年度	5,466
				令和7年度	284,326
				令和8年度	402,908

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
高压電力施設に係る光熱水費	令和7年度	予算で定める額
ふるさと応援寄附金に係る報償費	令和7年度	予算で定める額
移住促進事業	令和7年度から令和8年度まで	各年度の予算で定める額
コミュニティ活動保険料	令和7年度	予算で定める額
市報作成に係る委託料	令和7年度	予算で定める額
行政番組制作に係る委託料	令和7年度	予算で定める額
利用者支援事業に係る委託料	令和7年度から令和9年度まで	各年度の予算で定める額
放課後児童健全育成事業に係る委託料	令和7年度から令和9年度まで	各年度の予算で定める額
非接触型入札及び契約管理システム運用	令和7年度	予算で定める額
コアシステム賃借料	令和7年度	予算で定める額
市道維持補修業務	令和7年度	予算で定める額

第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療センター跡地活用事業	千円 54,000	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
認定こども園整備事業	千円 51,100	〃	〃	〃
地域農業水利 ストックマネジメント事業	千円 5,600	〃	〃	〃
道路メンテナンス事業	千円 19,700	〃	〃	〃
市道本通り線舗装補修事業	千円 36,000	〃	〃	〃
市道舗装長寿命化対策事業	千円 18,000	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会資本整備総合交付金事業	千円 14,300	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公園施設長寿命化 対策支援事業	千円 7,600	〃	〃	〃
急傾斜地崩壊防止事業	千円 2,500	〃	〃	〃
新幹線建設地元負担金	千円 1,100	〃	〃	〃
消防施設整備事業	千円 50,400	〃	〃	〃
防災行政無線更新事業	千円 6,100	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設空調設備改修事業	千円 11,200	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
学校施設バリアフリー化 改修事業	千円 21,200	〃	〃	〃
現年農地・施設災害復旧事業	千円 2,400	〃	〃	〃
現年林道災害復旧事業	千円 400	〃	〃	〃
現年公共土木施設 災害復旧事業	千円 1,000	〃	〃	〃
市道木場線地すべり 災害復旧事業	千円 36,600	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道永尾線地すべり 災害復旧事業	千円 33,300	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
合併特例事業	千円 1,388,200	〃	〃	〃
臨時財政対策債	千円 17,000	〃	〃	〃
水道事業一般会計出資債	千円 60,800	〃	〃	〃
計	千円 1,838,500			

令和6年度 嬉野市国民健康保険特別会計予算

令和6年度嬉野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,650,874千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	金	額
1 国民健康保険税			498,628
	1 国民健康保険税		498,628
2 使用料及び手数料			200
	1 手数料		200
3 国庫支出金			2
	1 国庫補助金		2
4 県支出金			2,783,778
	1 県補助金		2,783,778
5 財産収入			59
	1 財産運用収入		59
6 繰入金			360,703
	1 他会計繰入金		273,227
	2 基金繰入金		87,476
7 繰越金			1
	1 繰越金		1
8 諸収入			7,502
	1 延滞金、加算金及び過料		2,000
	2 雑入		5,502
9 市債			1
	1 財政安定化基金貸付金		1
歳入	合計		3,650,874

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		116,232
	1 総務管理費	111,870
	2 徴税費	1,528
	3 医療費適正化特別対策事業費	2,834
2 保険給付費		2,631,343
	1 療養諸費	2,257,842
	2 高額療養費	362,896
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	9,004
	5 葬祭諸費	1,500
	6 傷病手当金	100
3 国民健康保険事業費納付金		833,156
	1 医療給付費	617,674
	2 後期高齢者支援金等	159,202
	3 介護納付金	56,280
4 保健事業費		46,548
	1 特定健康診査等事業費	36,431
	2 保健事業費	10,117
5 基金積立金		59
	1 基金積立金	59
6 公債費		69
	1 公債費	69
7 諸支出金		21,467
	1 償還金及び還付加算金	5,001

(単位：千円)

款	項	金額
	2 繰出金	16,466
8 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
○ 財政安定化基金拠出金		0
	○ 財政安定化基金拠出金	0
○ 共同事業拠出金		0
	○ 共同事業拠出金	0
歳 出	合 計	3,650,874

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国民健康保険事業 (財政安定化基金貸付金)	千円 1	普通貸借又は 証券発行	無利子	佐賀県国民健康保険財政安定化基金条例に定められた融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	1			

議案第 22 号

令和6年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ464,679千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		314,327
	1 後期高齢者医療保険料	314,327
2 使用料及び手数料		70
	1 手数料	70
3 繰入金		148,691
	1 一般会計繰入金	148,691
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,590
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 特定健康診査等受託費	587
	4 雑入	2
歳入	合計	464,679

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		4,446
	1 総務管理費	286
	2 徴収費	3,438
	3 保健事業費	722
2 後期高齢者医療広域連合納付金		459,118
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	459,118
3 諸支出金		1,001
	1 償還金及び還付加算金	1,000
	2 繰出金	1
4 公債費		14
	1 公債費	14
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	464,679

議案第 23 号

令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算

令和6年度嬉野市の嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,350千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は50,000千円と定める。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		20
	1 財産売却収入	1
	2 財産運用収入	19
2 繰入金		89,449
	1 一般会計繰入金	89,449
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2,880
	1 雑入	2,880
歳入	合計	92,350

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 土木費		28,583
	1 都市計画費	28,583
2 公債費		63,267
	1 公債費	63,267
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	92,350

令和6年度 嬉野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度嬉野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	4,107 戸
(2) 年間総処理水量	1,244 千m ³
(3) 一日平均処理水量	3,407 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 農業集落排水機器更新設計及び工事	62,209 千円
(ロ) 公共下水道管路・機器更新設計及び工事	54,714 千円
(ハ) 市営浄化槽設置工事	79,843 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	下水道事業	収益	821,908 千円
第1項	営業	収益	199,573 千円
第2項	営業外	収益	622,335 千円
		支 出	
第1款	下水道事業	費用	814,294 千円
第1項	営業	費用	726,064 千円
第2項	営業外	費用	85,230 千円
第3項	予備	費用	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額147,865千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,202千円、過年度分損益勘定留保資金75,532千円、当年度分損益勘定留保資金65,131千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資本的	収入	479,707 千円
第1項	企業	債	347,900 千円
第2項	他会計	補助金	39,216 千円
第3項	国庫	補助金	77,661 千円
第4項	負担	金等	14,930 千円
		支 出	
第1款	資本的	支出	627,572 千円
第1項	建設改良	費用	230,623 千円
第2項	企業債償還	金	396,949 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
脱水汚泥・し渣（収集・運搬・処分）に係る委託料	令和7年度	予算で定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	127,800千円	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公営企業会計適用事業	3,300千円	〃	〃	〃
資本費平準化債	216,800千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- ・消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- ・職員給与費 52,341千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、431,042千円である。

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲2653番地

氏 名 森 照子

昭和31年9月27日生

令和6年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。